

業務委託仕様書

1 業務名

玄海原子力発電所に関する広報物制作業務委託

2 目的

佐賀県原子力環境安全連絡協議会が第100回の節目を迎えるに当たり、玄海原子力発電所の建設から現在までを振り返る動画等を制作し、本協議会での使用やホームページへの掲載等により広く県民に閲覧してもらうことを目的とする。

3 業務委託の内容

(1) 動画制作

①動画のイメージ

- ・玄海原子力発電所の建設から現在に至るまでの変遷や佐賀県原子力環境安全連絡協議会の開催状況、国内外の原子力発電所の状況等を知る内容とすること。
- ・玄海原子力発電所に関わった先人の努力や苦勞を知る内容とすること。
- ・すべての関係者が、今後も長きにわたり玄海原子力発電所と真摯に向き合っていく気持を新たにすること。

※映像及び音楽、テロップ等で構成し、ナレーションを使用。

※映像等の素材の収集、使用に当たっての必要な対応を行うこと。

※動画の詳細については、県と協議の上決定する。

②動画の時間 10分程度

③納品物等

- ・動画データ 一式
- ・DVD 1枚

※動画データの納品形式は、県と協議の上決定する。

(2) リーフレット制作

①リーフレットのイメージ

- ・動画の内容を概略的にまとめたもの。

※リーフレットの詳細については、県と協議の上決定する。

②仕様

- ・巻き三つ折り（A4仕上） A4判両面6ページ
- ・紙質は自由
- ・両面カラー印刷

※リーフレットの仕様については、県と協議の上決定する。

③納品物等

- ・紙媒体 200部
- ・電子データ 一式

※電子データの納品形式は、県と協議の上決定する。

4 著作権等

- (1) 当該委託業務の執行に当たり必要となる著作権の処理は、受託者が関係団体と協議の上、適切に対応すること。
- (2) 受託者が、本業務委託により新たに制作した制作物の著作権（著作権法第21条から第28条に定めるすべての権利を含む）は県に帰属するものとし、県がこれらの制作物を無償で自由に二次加工できるよう著作権法第18条から第20条に規定する著作者の権利を行使しないこと。
- (3) 制作物の中に第三者が著作権等を持つ素材を利用する場合には、それぞれの著作権者等と協議の上、利用を行うこととする。二次利用についても同様とする。
- (4) 制作物に係る著作権・肖像権処理等に関して第三者と紛争が生じたときは、受託者は、直ちにこれを県に報告し、受託者の責任と費用負担において解決するものとする。

5 委託業務実施体制

(1) 実施体制

- ① 委託業務の実施にあつては、県と十分協議するとともに責任者を明確にし、業務に係る県からの照会に対して速やかに回答できる体制で臨むこと。
- ② 外部組織、協力会社等が存在する場合、その関係、役割、作業分担、責任範囲、指揮系統を明確にすること。

(2) 打合せ・報告に関する要件

受託者は、本業務委託のスケジュール等に十分配慮し、県との打合せ・報告等を主体的に行うこと。

6 本業務委託の契約期間

契約締結の日から令和7年7月18日（金）まで

7 本業務委託の完了報告

委託業務完了後、速やかに完了報告書を提出すること。

8 本業務委託の委託料の支払方法

完了払

9 その他

- (1) 本業務委託にあたっては、県と綿密な連絡をとり、その指示に従うこと。
- (2) 本仕様書に定めのない事項については、県と協議の上、決定する。